

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（案）についての意見に対する考え方・対応

1. 基本指針（案）全般に係る意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
<p>全体的に駆除の為の指針案のようですが、まずは駆除よりもいかに被害を防止するのかを考えて頂きたい。</p>	1	<p>本指針案においては、捕獲だけでなく、侵入防止柵の設置等の手段も含め、被害防止施策を総合的かつ効果的に推進することについて記述しております。</p>
<p>罾をかけることへの規制緩和や銃の取得の規制緩和を考えているようですが、近年沢山の銃に関わる事件、事故が相次いでいるので、銃の取得を進めるようなまねは国がするべきではない。</p>	1	<p>本指針案は、わなの設置や銃の所持規制を緩和するものではありません。</p>
<p>本指針について、関係者が確実に対応できるよう担保付けを願いたい。</p>	1	<p>本指針案の趣旨について、関係者に周知を図ってまいります。</p>
<p>国及び都道府県においては、財政基盤の弱い山村の市町村について財政面での特段の支援をいただきたくよう要望する。</p>	1	<p>本指針案において、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、必要な支援措置を講ずることについて記述しております。</p>
<p>全体的に評価している。下北半島のニホンザルによる被害の状況を知っていただければと思う。今後ともご指導・ご鞭撻よろしく願います。</p>	1	<p>頂いた御意見を踏まえつつ、鳥獣害防止施策を推進してまいります。</p>
<p>被害防止計画と外来生物の防除計画との整合性や関連性についても記述しておくべきではないか。対象が外来生物の場合、外来生物法に基づく防除計画と併せて対策を行うことが効果的。</p>	1	<p>被害防止計画の作成に当たっては、すでに外来生物防除等に関する計画が作成されている場合、その関連性等に留意すべきことについて、周知を図ってまいります。</p>
<p>法の対象鳥獣に特定外来種のアライグマ、ヌートリア等を含めて頂きたい。</p>	1	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に係る特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）においては、外来生物であるアライグマ、ヌートリアも対象となっております。</p>
<p>国としても、数値目標や実施体制を示し、鳥獣被害軽減に向けた進行管理を図るべき。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を総合的かつ効果的に推進する観点から、関係省庁連絡会議の充実強化を推進すること、鳥獣被害施策の実施状況等を踏まえつつ、基本指針の見直しの必要性等を適時適切に検討することについて記述しております。</p>
<p>基本的な考え方として、「人と鳥獣との適切な関係を構築する点」「生物の多様性の維持していく点」を明記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、人と鳥獣の適切な関係の構築について理解を深める取組を推進することや、被害防止対策を講ずるに当たり、生物多様性の確保に留意することについて記述しております。</p>

2. 基本指針（案）の個別事項に係る意見

(1) 被害防止施策の実施に関する基本的な事項に係る意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
<p>基本的な考え方について、鳥獣は「山河、地球の物資循環を担い、私たちの糧である食料を生み出す土壌形成・改善に寄与している」ことを追加願いたい。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしていることについて記述しております。</p>
<p>営農意欲の低下と耕作地放棄の増加の理由に鳥獣害を挙げているが、もっとも大きな理由として、農業の自由化や生産形態の変化により農業を取り巻く状況が大きく変化したことを記述すべき。</p>	1	<p>鳥獣被害の発生による営農意欲低下等によってもたらされる悪循環について記述しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>生物の多様性の確保に留意するとあるが、「留意する」でなく「努める」として頂きたい。</p>	2	<p>本指針案においては、被害防止対策を講ずるに当たっての留意事項としての生物多様性の確保について記述しております。</p>
<p>トドは鳥獣保護法の対象外となっており、鳥獣保護法との整合を図ることを前提としている本指針による対象鳥獣には馴染まない。トドを含めるような記述はすべきではない。</p>	1	<p>法においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成17年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）の対象外となっているトドについても対象となります。</p>
<p>北海道でのエゾシカによる被害は甚大。エゾシカについて特記すべき。</p>	1	<p>本指針案においては、エゾシカはニホンジカの中に含んで記述しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>指針案の中に被害状況及び野生動物の個体数、生息状況の調査をすると書かれているが、この作業を最重要視して頂きたい。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を効果的に実施するためには、鳥獣による被害状況、鳥獣の生息状況等を適確に把握することが重要であることについて記述しているところです。</p>
<p>カワウについては、被害額を明示する等によりその現状を明確にする必要。</p>	1	<p>本指針案において、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加していることについて記述しております。 なお、被害額等の被害状況については、引き続き、その把握に努めてまいります。</p>
<p>鳥獣の生息状況及び生息環境の的確な把握について、国及び都道府県はモニタリング調査を実施することを明記すべき。 被害状況の適確な把握について、農林漁業団体や猟友会等の関係団体に加え、農家からの聞き取りや現場確認を推進することを明記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進することを記述しております。 また、本指針案に、農林漁業者からの報告に基づく被害把握を行うことについても記述しております。</p>
<p>鳥獣の生息状況及び生息環境の把握においては、生息数自体を正確に把握することは困難であるため、生息数や生息状況を反映する適切な指標を定め、その動向を継続的に把握するといった記述が必要。</p>	1	<p>本指針案において、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進することを記述しております。</p>

<p>被害状況の適確な把握については、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りに加え、自然環境や野生動物に詳しいNPO団体・組織からの聞き取りについても追記頂きたい。</p>	3	<p>本指針案においては、被害現場の状況を把握している可能性の高い農林漁業者、農林漁業団体、猟友会を例示しておりますが、必要に応じ、その他の関係団体からも聞き取り調査を行うこともできるものと考えております。</p>
<p>被害原因の究明については、究明の取組しか記されていないため、発生の回避、抑制のための要因除去等の取組を強化することを明記すべき。</p>	3	<p>本指針案において、人と鳥獣の棲み分けを進め、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去、鳥獣のえさ場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消等、鳥獣を引き寄せない取組の推進について記述しております。</p>
<p>狩猟は、猟期に駆除以外の目的で趣味として狩猟をするのだから、対象鳥獣捕獲隊員の狩猟税軽減は必要がないのではないかと。</p>	1	<p>対象鳥獣捕獲員については、狩猟期間においても専ら市町村の指示に基づく鳥獣被害防止対策に専念する必要があり、狩猟行為も制限されることから、税制面の措置が行われるものであります。</p>
<p>密猟を行った者は隊員に指名・任命しないこととすべき。また、隊員の中で乱獲・動物虐待行為を行ったものは速やかに解任すべき。</p>	1	<p>本指針案において、対象鳥獣捕獲員は対象鳥獣の捕獲等を適正に行うことができる者であることとしており、当然、鳥獣保護法等の関係法令を遵守する必要があると考えております。</p>
<p>本基本指針案においては、銃猟をする者は狩猟登録が3年未満の者は、狩猟税の減額は受けられないとされているが、実施対策隊員でも減額を受けられない者がいるということは、法律に反するものではないかと。</p>	1	<p>対象鳥獣捕獲員については、十分な知識及び経験を有する者であることを要件としていることから、最低でも過去3年間連続して狩猟登録を行っていることを条件としているところです。 また、被害防止対策に専念する必要があり、狩猟期間中においても狩猟行為が制限されることから、税制面での支援措置を行うこととしたところです。</p>
<p>被害防止計画を策定するに当たっては、被害対策防止対策協議会を設置して検討することが必要であることを明記して頂きたい。また、被害防止対策協議会は、積極的に地域住民の参加を促すものとして頂きたい。</p>	2	<p>頂いた御意見を踏まえ、被害防止計画については、被害防止対策協議会等の関係者からの意見も聴取し作成することを明記いたします。</p>
<p>実施体制の整備について、鳥獣の生息地・生態についての知見に富む者による助言・指導が是非とも必要であることについて記述すべき。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、生息環境管理等について専門的な知識を有していることが重要であることを記述しております。</p>
<p>被害対策実施隊員には、野生鳥獣の生態、自然環境等に詳しい知識と経験を有する者を含めることを条件として頂きたい。</p>	9	<p>本指針案において、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性、生息環境管理等について専門的な知識を有していることが重要であることを記述しております。</p>
<p>対象鳥獣捕獲員について、猟銃による捕獲等の従事者については、過去3年間に連続して出猟経験があるものとして頂きたい。 わなによる捕獲に従事する隊員においても、最低でも3年以上の実施経験を必要とするべき。</p>	4	<p>本指針案において、対象鳥獣捕獲員は対象鳥獣の捕獲を適正かつ効果的に行うことができる者としているところです。 なお、箱わな等のわなについては、猟銃を用いた捕獲方法に比べて、安全で効果的な捕獲方法であることから、任命に当たっての条件に差を設けているところです。</p>

<p>対象鳥獣捕獲員について、対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者であって市町村長が指示した者であれば、網猟免許又はわな猟免許の所持者でなくてもいいのではないか。</p>	1	<p>対象鳥獣捕獲員は狩猟免許の所持者であって、対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者であるため、必ず狩猟免許を所持している必要があります。</p>
<p>捕獲に携わっている方は従事する仕事の危険性や求められる能力や労力に応じて、適正な報酬が支払われる必要があることを明記すべき。</p>	1	<p>捕獲に携わる者の具体的な報酬については、各市町村において適切に判断して頂くこととなります。</p>
<p>鳥獣被害対策実施隊員について、非常勤職員とした場合、報酬の取り扱いや公務災害が発生した場合の取り扱い及び服務規程等を定める必要があるため、これらについての基本的な指針を示してほしい。</p>	1	<p>鳥獣被害対策実施隊の隊員の報酬等については、各市町村の状況に応じて定められることになると考えております。</p>
<p>環境省の鳥獣保護管理に関する人材登録制度を活用し、国は、被害防止対策協議会に参画できる人材を紹介・派遣することができることを明示すべき。</p>	1	<p>必要に応じ、被害現場に対する、鳥獣被害対策に関する専門家の紹介等を推進してまいります。</p>
<p>捕獲の担い手については、鳥獣保護法、文化財保護法等関連法規についての十分な理解能力に欠ける者は除くべき。わな設置に際しては、設置者、連絡先、設置目的を明示すること、毎日一回は見回ることを条件とするべき。錯誤捕獲があった場合には、必要に応じて手当などを行い、速やかに解放すること、やむを得ず殺害する場合にはみだりに苦しめることの無いような処置をとることとすべき。</p>	1	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>個体数管理と狩猟が混同されているので、国として、しっかり個体数管理を担う者と狩猟者を区分した対応をして頂きたい。</p>	1	<p>現状において個体数管理の担い手は狩猟者であり、狩猟者を抜きに被害防止計画を推進することは難しいものがあると認識しているところですが、本指針案において、被害防止対策に携わる者は鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等について専門的な知識経験を有していることが重要であると記述しております。</p>
<p>鳥獣捕獲権限は絶対に国にもっていただきたい。</p>	1	<p>鳥獣保護法においては、鳥獣の捕獲許可権限は原則として都道府県知事となっているところで、また、本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>天然記念物である下北半島のニホンザルについては、文化庁長官の許可がなければ捕獲ができない。鳥獣保護法との整合性だけでなく、文化財保護法との整合性も取っていく必要がある。</p>	1	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>天然記念物ニホンザルが全国で6地区が指定されているが、捕獲を実施する場合、下北半島だけが文化庁長官への現状変更許可申請をしなければならぬため、整合性を図る必要がある。</p>	1	<p>天然記念物のニホンザルを捕獲する場合、いずれの地域においても、文化庁長官への現状変更許可申請が必要となります。</p>

<p>鳥獣の捕獲の担い手については、被害対策に関する適切な知識を持ち、安全で適切な捕獲を講じれる者を育成することを明記すべき。</p>	1	<p>本指針案においては、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきこと、また、被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性等について専門的な知識経験を有していることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>猟友会員にも被害防止技術に係る教育を推進すること、また、捕獲については、第三者機関等により、効果の検証を行うことを盛り込んで頂きたい。</p>	1	<p>本指針案においては、被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性等について専門的な知識経験を有していることが重要であること、また、効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の運用を図ることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>わなについては、錯誤捕獲・混獲防止を避ける方法の記載や、錯誤捕獲の報告義務を明記することが必要。</p>	3	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>被害防止対策に捕獲が不可欠とは必ずしも言えないため、以下の一文は削除すべき。「農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。」</p>	1	<p>被害を及ぼす鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠と考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>カワウについて、追い払い活動を行うことは、他地区において被害をもたらすものであり、営巣地の拡散が危惧されることとなるので、有効とは言えない。</p>	1	<p>追い払い活動を含め、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、鳥獣の特性に応じた対策が重要と考えております。</p>
<p>侵入防止柵設置においては、当該地域の生態系攪乱をもたらすことのないようにすべき。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意すること等について記述しております。</p>
<p>犬による追い払いを行う場合には、飼い主、管理者を特定すべき。また、対象外鳥獣の生息地攪乱・殺傷などをした場合には速やかに放し飼いは中止し、持ち主、管理者の責任を問うべき。</p>	1	<p>追い払い犬の具体的な管理方法等については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）において別途定められております。</p>
<p>ニホンザルについては、「追い払い」の他に「追い上げ」を加えてください。 犬による追い払い・追い上げについては、狂犬病予防法や地方自治体の条例等との関係を明記すべき。犬による追い払いについては有効な訓練法の開発・普及を進めることを明記すべき。</p>	4	<p>頂いた意見を反映して、「追い払い」に加え、「追い上げ」を明記いたします。なお、追い払い犬の具体的な管理方法等については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）において別途定められており、本指針案についてもその点について記述しております。 また、追い払い犬の有効な訓練方法の開発・普及については、農林水産省において、取り組んでいるところです。</p>
<p>追い払い犬について、第三者に噛みついた場合は飼い主が責任を問われるため、損害に加入する必要がある。国の損害保険の推進をお願いする。</p>	1	<p>追い払い犬の具体的な管理方法等については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）において、別途定められており、本指針案においてもその点について記述しております。</p>

<p>効果的な侵入防止柵の設置と管理の方法を、きめこまかくマニュアルとしていく必要がある。</p>	3	<p>農林水産省において、効果的な侵入防止柵の設置・管理等について記述した被害防止マニュアルを作成・配布しているところです。</p>
<p>捕獲個体の利用については、地域個体群の絶滅のおそれのない狩猟鳥獣であるイノシシ、シカに限定することを明記して頂きたい。</p>	3	<p>本指針案については、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣等については、その保護が図られるよう十分配慮すること、また、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>野生動物の生息地と隣接する里山及び里の利用形態の実態把握とその成果に基づいた奥山と里の間の緩衝帯の整備を行うことを明示すべき。</p>	1	<p>本指針案において、市町村が作成する被害防止計画に定める事項のうち、防護柵の設置等の被害防止施策に関する事項の例示として、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払い等里地里山の整備及び保全について記述しております。</p>
<p>捕獲鳥獣の有効活用についてだが、最初は駆除ありきでも、のちに利用するための駆除に変わっていく危険性が高いと考える。</p>	1	<p>被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲鳥獣の有効活用を推進することは重要であると考えています。</p>
<p>捕獲した鳥獣は、個人が売買して金銭などに換えることは禁止することを基本指針に入れて頂きたい。</p>	1	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>ニホンザルの捕獲後の処理については、できる限り苦痛を与えない方法により処分し、また、実験動物としては利用しないようにすべき。</p>	1	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>被害防止対策を持続的に実施する観点から、捕獲した鳥獣を活用する取組を持続的に実施することについては、対策がいつまでも成功・完結せず、捕獲が長期間継続することを前提としているため、削除すべき。</p>	2	<p>特に繁殖能力の高い鳥獣については、持続的に捕獲を実施する必要があるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>都道府県において、市町村計画を協議する際は、必ず農林部門と環境部門との合同協議を行うものとして頂きたい。</p>	2	<p>本指針案において、都道府県の農林水産部局と鳥獣保護部局等が緊密に連携して被害防止対策を実施することについて記述しており、市町村が作成する被害防止計画の協議に当たっても、これらの部局が緊密に連携を図りつつ対応することが望ましいと考えております。</p>
<p>人材の育成 については、特に、地形を熟知していることと、鳥獣を捕獲するための強靱な体力と精神が要求される。「誰が」、「どのように」してその育成に努めるのか、指針においてもう少し具体的に記述頂きたい。</p>	1	<p>本指針案において、国及び地方公共団体が、研修の機会の確保、被害防止に係る各種技術指導を行う者の育成等に必要な措置を講ずること、また、技術指導を行う者については、普及指導員をはじめとして関係団体職員等の積極的な活用を図ることを記述しております。</p>
<p>普及指導員の資格付与において、鳥獣の保護管理技術の習得・経験を重視した運用を行うことを明記すべき。</p>	1	<p>平成18年度から、普及指導員資格試験において、鳥獣害対策の分野を試験選択項目の対象範囲に追加するなど、普及指導員の鳥獣害対策に係る資質向上を図っているところです。</p>

<p>市町村計画を広域的に策定するにあたり、都道府県レベルでの特定計画がない場合には、速やかに特定計画が策定されるようにして頂きたい。</p>	2	<p>本指針案において、都道府県において、特定鳥獣保護管理計画の作成等に努めることについて記述しております。</p>
<p>特定鳥獣保護管理計画を作成している都道府県内の市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成しなければならないのか。</p>	1	<p>被害防止計画は、当該都道府県における特定鳥獣保護管理計画の有無とは関係なく、市町村の判断により作成されるものです。 従って、特定鳥獣保護管理計画を作成している都道府県内の市町村であっても、被害防止計画を作成しないことは当然可能です。</p>
<p>都道府県計画と市町村計画に齟齬がある場合は、都道府県と市町村が客観的な情報に基づいてきちんと協議をして、それぞれの計画を適切に修正していくことが必要。</p>	1	<p>本指針案において、市町村が被害防止計画を作成するにあたって、特定鳥獣保護管理計画と整合性を図る必要があることに加え、市町村被害防止計画を作成した場合にあっては、その作成状況等を踏まえて、必要に応じて都道府県が特定鳥獣保護管理計画の作成や変更に関する事項について記述しております。</p>
<p>都道府県が、対象鳥獣の減少のおそれの有無、広域的保護の必要性、その他保護を図る上での支障の有無といった鳥獣保護の観点から、特定鳥獣保護管理計画を充実させるよう努めるべきことを配慮すべき。</p>	1	<p>本指針案において、都道府県においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画の作成や変更に関する事項について記述しております。</p>
<p>これ以上の山林や森林の開発は禁止して動物達の生息できる環境を保護して頂きたい。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>動物達が安心して山で暮らせるように、環境づくりを進めるべき。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>生息環境の整備及び保全については、「開発等による生息地の孤立・分断の回避のため、土地利用に関する配慮や見直しに努め、生態的回廊の確保・再生を推進する」ことを記述頂きたい。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣との共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進めることについて記述しております。</p>
<p>何故野生鳥獣がこれほど農林水産業被害をもたらすようになったのか、根本原因である鳥獣の生息環境を復元にもっと真剣に取り組むべき。</p>	1	<p>本指針案において、被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明への取組を推進すること、また、鳥獣の生息環境の整備及び保全を進めることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>国、都道府県及び市町村は、奥山環境の実態把握とそれに基づくクマ等の鳥獣の生息地保全対策を現行の森林政策に組み込むべきことを明記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣の生息状況等の調査や多様で健全な森林の整備・保全、鳥獣保護区の適切な管理など鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進めることについて記述しております。</p>

<p>本指針に鳥獣の生息環境整備及び保全についての具体的な施策を盛り込むべきである。</p>	1	<p>本指針案において、多様で健全な森林の整備・保全、鳥獣保護区の適切な管理など鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進めることについて記述しております。</p>
<p>鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全について、「河川の良好な環境と生物生産の復元」について追記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、鳥獣との共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資する取組を進めることについて記述しております。</p>

2. 基本指針（案）の個別事項に係る意見
 (2) 被害防止計画に関する事項に係る意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
<p>被害防止計画の策定の手続の透明性を確保するため、以下の事項を明記して頂きたい。 ・被害防止計画の策定に当たり、当該地域の社会的経済的要因や鳥獣の生態等に詳しい専門家、地域住民、自然保護NGO等の意見を聞くこと。 ・被害防止計画の策定にあたり、どの部署がどのような経過を経て策定したか、議事録の公開等、意志決定過程を明らかにすること。</p>	3	<p>本指針案において、市町村は、必要に応じて専門家等からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、被害防止計画を作成することについて記述しております。</p>
<p>被害防止計画の策定にあたっては、 ・被害防止対策協議会を設置し、地域ぐるみで計画を検討すべきことを明記すべき。また、その構成員には、地域住民と農林漁業者を加えるべき。 ・研究者、研究機関、NPO等の被害防止対策の専門家の協力を得るものとすべき。 ・国及び都道府県が積極的に専門家の派遣を行うものとすべき。 ・生物の多様性の確保の留意のために、学識経験者、自然保護団体の参加を得ることとすることを明記すべき。</p>	1	<p>頂いた御意見を踏まえ、被害防止計画については、被害防止対策協議会等の関係者からの意見も聴取し、作成することを明記いたします。 なお、本指針案において、被害防止計画については、必要に応じて専門家等からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、作成することについて記述しております。</p>
<p>地域主体の取組として推進するため、被害防止計画の策定過程及び実施状況の報告について情報公開することとすべき。</p>	1	<p>頂いた御意見を踏まえ、被害防止計画については、被害防止対策協議会等の関係者からの意見も聴取し、作成することを明記いたします。 なお、本指針案において、被害防止対策協議会の組織化を推進するなど、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を整備することが重要であることについて記述しております。</p>
<p>被害防止計画を立案するための策定の過程・要件について明示すべき。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>
<p>隣接市町村と連携しての被害防止計画を作成する仕組みづくりを強化し、隣接市町村への被害拡大防止対策を徹底することが必要。</p>	1	<p>本指針案において、効果的な被害防止対策を実施する観点から、必要に応じて、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を作成するよう努めることについて記述しております。</p>

<p>被害防止計画を作成するにあたっては、被害防止対策の専門家の協力を得るものとすべき。また、国および都道府県は、専門家の派遣を積極的に行うものとすべき。</p>	1	<p>本指針案において、市町村は、必要に応じて専門家等からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、被害防止計画を作成すること、また、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、被害防止対策に関する技術的助言等、必要な援助を行うよう努めることについて記述しております。</p>
<p>被害を受ける者の立場に立った被害防止対策を実施できるようにする必要。</p>	1	<p>本指針案においては、被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を構築することが必要であることについて記述しております。</p>
<p>都道府県は、市町村から被害防止計画の協議があった場合、鳥獣保護の観点から、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性を有するかどうかに留意して当該協議を行うべきことを明記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、都道府県は、市町村から被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画等との整合性に十分配慮しつつ、協議を行うことについて記述しております。</p>
<p>都道府県は、被害防止計画の協議内容を、鳥獣保護に関係する審議会や特定計画検討会等に対して報告をすることを本指針で定めるべきである。</p>	1	<p>被害防止計画の具体的な協議方法については、各都道府県において適切に対応頂くべきものと考えております。</p>
<p>二の三の(4)の 許可権限委譲事項の「ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が～」とあるが、元々北海道にはツキノワグマは生息していないので、「都道府県」とすべきではないか。</p>	1	<p>地域によって著しく減少している鳥獣は、ツキノワグマだけとは限らないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>自衛隊による比較的大規模な造成作業等を計画する場合には 生態系に対する負担、生息地攪乱に係わる影響評価を行い、生態系について知見を持つ者による意見を聴取した上で、住民による同意を得ることを計画実施の条件とすること。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意すること等について記述しております。</p>
<p>「捕獲許可は、原則として被害防除対策等によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする」ことを明記すべき。</p>	4	<p>捕獲許可の基準については、鳥獣保護法に基づき、各都道府県知事が鳥獣保護事業計画において定めることになっていることから、本指針案において記述する必要はないと考えます。 なお、知事が鳥獣保護事業計画を作成するに当たって、鳥獣保護法に基づき国が示した基本指針においては、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする記述しております。</p>
<p>対象鳥獣の捕獲計画については、以下の事項を記載し、鳥獣保護事業計画との整合性を確保するものとして頂きたい。 ・捕獲数は狩猟による捕獲数を含めて計画を立てること ・期間は猟期を除外し、原則として被害が生じている時期のうち最も効果的に捕獲が実施できる期間とすること ・計画期間内で捕獲可能な数の上限を設けること ・わなの架設戸数は、1日に見回りができる個数に限定し、誤って対象鳥獣以外の鳥獣が捕獲された場合は、速やかに放鳥獣すること ・性別、子供・大人の別、捕獲地点、捕獲状況等について記録しておくこと。</p>	3	<p>市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、その記載事項は本指針案によるほか、具体的な記載内容については、被害の実情に精通している市町村において判断されることになると考えます。 なお、本指針案においては、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画等との整合性が保たれるよう、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対策の実施対策の実施状況について、十分留意することについて記述しております。</p>

<p>都道府県知事は、許可権限委任に同意しない場合として、特にクマやサルについて、当該地域に鳥獣の広域的な保護の必要性や希少性があり個体数が著しく減少している種が生息していること等を事前に明らかにしておくべき。</p>	3	<p>都道府県知事は、捕獲許可権限委譲事項について同意しない場合、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等に該当することを明らかにする必要があると考えます。</p>
<p>捕獲した鳥獣に起因する感染症等が発生しないように取り扱い上の注意や衛生上の対策、及び万一発生した場合の連絡体制等を明記すべき。 捕獲した個体の学術研究に利用する場合、鳥獣の保護管理に資する研究に限定されていることを明記すべき。商業利用や実験利用への流用は認められないことを明記すべき。 捕獲した個体を殺処分する場合は可能な限り速やかに苦痛のない方法を取ることを明記すべき。</p>	4	<p>本指針案において、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>対象鳥獣の捕獲体制に1行目「捕獲機材の導入、鳥獣被害実施隊における・・・の取組みについて記載する。」に「その他捕獲の促進に関する取組み」を加えて頂きたい。 (理由)捕獲の担い手育成等の対策よりも、緊急的な取組(例えば、「捕獲に関する予算の拡大」、「猟友会等狩猟者の捕獲環境の整備」等)がより必要とされるため。</p>	1	<p>本指針案において、捕獲機材の導入、捕獲の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載しており、被害防止計画を作成する市町村の判断により、御意見に記載された狩猟者の捕獲環境の整備等についても記述することは可能です。</p>
<p>被害防止計画について、 ・記載事例を示してほしい。 ・2種類の鳥獣を対象とすることができるのか。 ・計画の期間は5年程度とするべきではないか。 ・許可捕獲委任事項を記載した場合、「・・・原則として同意する」とあるが、「原則として」を削除すべき。 ・複数市町村が共同して被害防止計画を作成する場合、どの市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置するのか。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等については、今後、周知を図りたいと考えております。 なお、市町村の判断により、被害防止計画の期間や対象鳥獣の種類を設定することは可能であると考えております。</p>
<p>実情に合わない大規模な捕獲が実施される危険性があるため、対象鳥獣の種類については、専門家及び地域の代表者による委員会を設置し、協議の上で選定するようにして頂きたい。</p>	1	<p>頂いた御意見を踏まえ、被害防止計画について、被害防止対策協議会等地域の関係者とも協議の上、作成することを明記いたします。</p>
<p>被害防止計画には、被害発生認定及び被害金額の算定方法について記載する旨明記すべき。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>
<p>被害対策実施隊において保護管理上の専門的知識・経験を有する者の役割について明記すべき。</p>	1	<p>本指針案において、地域条件に応じた被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止対策に携わる者が鳥獣の習性等について専門的な知識経験を有していることが重要であることについて記述しております。</p>
<p>被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲計画の作成に当たって、市町村に対して技術的指導を行う者の役割について明記すべきである。</p>	1	<p>本指針案において、市町村は、必要に応じて専門家等からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、被害防止計画を作成することについて記述しております。</p>

<p>法第4条第7項の明文及び趣旨に合致させるため、次のとおり修文いただきたい。「ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、<u>個体群が都道府県境を超えて分布し、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等に該当するか否かを慎重に検討し、それらに該当しないと認めるときはを除き、原則として同意するものとする。</u>」</p>	2	<p>法第4条7項の趣旨に沿って、記述しているものと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>捕獲等をした対象鳥獣の処理方法は、原則的に殺処分、廃棄、学術研究目的での譲渡及び使用とし、販売目的の利用は対象鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限られるものとする。</p>	1	<p>本指針案において、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣等については、その保護を図られるよう十分配慮すること、また、捕獲に際しては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すべきことについて記述しております。</p>
<p>被害防止計画に定める事項の「被害の現状」には「被害の発生する場所」も加えるべき。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>
<p>被害防止計画に定める事項の「従来講じてきた被害防止対策」には「捕獲を必要とする場合の判断の根拠」を付け加えるべき。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>
<p>被害防止計画に記載する捕獲計画数については、科学的根拠に基づいたその設定の考え方について具体的に記載させるべき。</p>	1	<p>被害防止計画の作成上の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>
<p>市町村計画においてはもちろんのこと、計画がない場合でも、捕獲数の速やかで正確な報告をぜひとも奨励して頂きたい。</p>	3	<p>市町村から都道府県への捕獲数の報告を奨励してまいりたいと考えております。</p>
<p>国は、被害者への支援を行う一方で、被害を受けていない農林水産業者以外へワイルドライフマネージメントや外来生物駆除を啓発することを基本指針に盛り込むべきである。</p>	1	<p>本指針案において、農業者のみならず、国民全体に、捕獲による個体数管理の重要性について情報提供を行うなど、人と鳥獣の適切な関係を深めるための取組を推進することについて記述しております。</p>
<p>国が鳥獣被害や対策の現状等について、市町村から報告を受ける場合は、簡潔を旨とし事務負担が過大なものにならないよう留意願いたい。</p>	1	<p>市町村の事務負担が過大なものにならないよう留意したいと考えております。</p>
<p>市町村が被害防止計画の実施状況を報告する場合、特定計画に反映させることになっている捕獲個体の情報を報告するようにし、その情報の項目についても明示すべき。</p>	1	<p>被害防止計画の実施状況を報告する場合の留意点等について、今後、周知を図りたいと考えております。</p>

2. 基本指針（案）の個別事項に係る意見

(3) その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項に係る意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
<p>都会の人にもっと田舎に来てもらい、もっとも望ましい自然のあり方について都市と農山漁村の人が一緒に考え行動していくことが必要。</p>	1	<p>御意見のとおり、被害防止の施策と相まって、都市と農山漁村との交流等を進めていくことが必要と考えており、本指針案においても農山漁村の活性化を図ることについて記述しております。</p>
<p>安易に銃を取得できるような、狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減・手続の迅速化などは絶対に止めていただきたい。</p>	1	<p>狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減については、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数開催等の取組を想定しており、安易に銃を取得できるような措置は想定しておりません。</p>
<p>農林水産業推進策、とりわけ地産地消促進策が十分な効果を上げていないことも鳥獣被害問題の要因のひとつであることについて記述すべき。</p>	1	<p>被害防止施策の推進と相まって、農林漁業の振興の振興等を図ることが重要と考えており、本指針案において、このことについて記述しております。</p>
<p>牛などの放牧を行う場合は、水系汚染、生息地攪乱などが起らないことを条件とすべき。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意すること等について記述しております。</p>
<p>鳥獣の保護管理については、常に情報公開を行い、広く関心をもつ人々の参加と協力を促していくべき。また、鳥獣被害対策においては、安易に駆除に頼ることなく、常に総合的な観点で被害防除対策を中心に取り組むべきであることを、本指針に明記していただきたい</p>	4	<p>本指針案において、被害防止対策の実施に当たっては、国民全体に被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要であること、また、被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進していくことを記述しております。</p>
<p>生物多様性の確保の観点から、加害鳥獣以外の野生動物に対する影響、例えば、錯誤捕獲、生息地域の単様化、防護柵の設置による個体群の分断等にも考慮した内容についても盛り込む必要があるのではないかと。</p>	1	<p>本指針案において、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意すること等について記述しております。</p>

3. 基本指針（案）以外の事項に係る意見

意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
<p>今回のパブリックコメントの対象外</p>	10	<p>頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>